



鳥取県公報

平成 28 年 12 月 26 日(月)
号外第 1 1 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 企業局管	鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程（2）（経営企画課）・・・・・・・・・・ 2
理規程	企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（3）（#）・・・・・・・・・・ 3

企業局管理規程

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第2号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
別表第1（第6条、第49条関係） 鳥取県営電気事業勘定科目 資産の部～収益の部 略 費用の部 <u>10 費用</u>						別表第1（第6条、第49条関係） 鳥取県営電気事業勘定科目 資産の部～収益の部 略 費用の部 <u>10 費用</u>						
款	項	目	節	細節	備考	款	項	目	節	細節	備考	
電気事業 費用	営業 費用	略	略	略	略	電気事業 費用	営業 費用	略	略	略	略	
		一般 管理 費	略	略	略			一般 管理 費	略	略	略	略
		建設 分担 関連 費振 替額 (貸 方)	略	略	略			建設 分担 関連 費振 替額 (貸 方)	略	略	略	略
		略	略	略	略			略	略	略	略	略
鳥取県営工業用水道事業勘定科目及び鳥取県営埋立 事業勘定科目 略						鳥取県営工業用水道事業勘定科目及び鳥取県営埋立 事業勘定科目 略						

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年12月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第3号

企業局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の給与に関する規程（昭和41年鳥取県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(介護休暇)</p> <p>第16条の3 条例第17条第2項の企業管理規程で定める休暇は、職員が、<u>次の各号に掲げる者（第8号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）</u>で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>(1) <u>配偶者</u></p> <p>(2) <u>父母</u></p> <p>(3) <u>子</u></p> <p>(4) <u>配偶者の父母</u></p> <p>(5) <u>祖父母</u></p> <p>(6) <u>孫</u></p> <p>(7) <u>兄弟姉妹</u></p> <p>(8) <u>職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で知事が定めるもの</u></p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第16条の3 条例第17条第2項の企業管理規程で定める休暇は、職員が、<u>配偶者、父母、子、配偶者の父母、職員と同居している祖父母及び兄弟姉妹その他知事が定める者</u>で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。